



源泉徴収票の見方を知っておこう

2018年の1、2月は例年より寒いですね。ここ三鷹でも10センチ以上の雪が積もることがありました。暖くなるまでもう少しかかりそうです。

さて、この時期になると会社勤めの方は「給与所得の源泉徴収票」が送られてくると思います。収入の確認書類や確定申告の添付書類として使うことがあるものの、普段はあまり気にしないものです。しかし、源泉徴収票には役に立つ情報がたくさん含まれています。今回は源泉徴収票の見方を説明します。

給与所得の源泉徴収票

それではサンプルを見てみましょう。図は税務署提出用なのでマイナンバーが記載されていますが、受給者交付用にはマイナンバーは記載されていません。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号	受給者 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 コクセイ タロウ 国税 太郎		
給与・賞与 6,835,000	源泉徴収額の合計 4,951,500	控除額の合計 2,292,254	支払金額 28,900
給与 992	賞与 454	退職給付 115	退職給付 000
退職給付 44	退職給付 800	退職給付 140	退職給付 000
給与 24,000	賞与 36,000	退職給付 48,000	退職給付 53,000
退職給付 72,000	退職給付 176,460	退職給付 19,600	退職給付 19,600
支払者 東京都千代田区大手町1-1-3 〇〇産業 株式会社	受給者 東京都千代田区大手町1-1-3 〇〇産業 株式会社		

出典：国税庁資料より

多くの情報が盛り込まれていますが、家計に役立つ項目をピックアップして紹介します。

(c) 支払金額

ここに記載されている金額は手取りではなく「額面」です。年収とはこの額面を指すことが多いようです。

(1) 源泉徴収税額

源泉徴収された所得税の金額です。年末調整がされていない場合は、確定申告をすることで本来の所得税額が確定します。

(e) 社会保険料等の金額

給与から天引きされている社会保険料（年金、健康保険、雇用保険など）の金額が主なものです。国民健康保険や国民年金も対象になります。

(A～E) 生命保険料等の金額

年末調整時に考慮した生命保険料等の金額の合計です。間に合わなかった分は、確定申告をすることで税額計算に反映させることができます。

手取りの目安

一般に手取りは次のように計算します。

$$(\text{手取り額}) = (\text{支払金額}) - (\text{社会保険料等の金額}) - (\text{所得税額}) - (\text{住民税額}^{**})$$

**住民税額は毎年6月頃に通知される「住民税課税決定通知書」に記載されています。

ラボ後記

会社員は年末調整の制度があるため確定申告をする習慣がなく、自分がいくら税金を負担しているかすぐに答えられない場合があります。年に一度でも源泉徴収票を確認すると家計管理にも役に立ちます。今回の内容を参考にいただけると幸いです。

住所：東京都三鷹市下連雀 3-28-4
三鷹産業プラザ

電話：050-3570-1357

MAIL：info@mitaka-fp.jp

URL：http://mitaka-fp.jp/